関東東北産業保安監督部管内

氏名又は名称	代表者の氏名	所在地	認定年月日
日本コークス販売株式会社	代表取締役　古茶　重	東京都板橋区板橋4―49―27	平成二十六年四月一日

○国土交通省告示第五百十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の十三の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄に次のように加える。

レ　札幌アイアンドアイ事務所　北海道札幌市中央区南一条西十丁目四番

同表の十六の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「鍛治町二丁目三番三号」を「内神田二丁目十五番二号」に改め、同表の十九の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「ハ　二　両国支店　飯田橋支店　東京都墨田区両国二丁目十番十四号」を「ハ　飯田橋支店　東京都新宿区揚場町二番十八号」に改め、同表の二十の項指定をした日欄中「平成二十一年三月三十日」を「平成二十六年四月一日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十一年四月一日」を「指定をした日」に改め、同表の二十四の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「大阪府大阪市中央区本町一丁目三番九号サンコービル二百九」を「イ　本社　大阪府大阪市中央区南本町一丁目三番九号サンコービル二百九　ロ　東京営業所　東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目三十一番十一号KSビル」に改める。

○国土交通省告示第五百十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表に次のように加える。

二十六	AI確認検査センター株式会社	東京都町田市原町田一丁目七番十七号	省令第十五条各号に掲げる区分	岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県の全域	東京都町田市原町田一丁目七番十七号	平成二十六年四月四日	指定をした日から五年間	

○防衛省告示第七十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年四月十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年四月二十六日から同月二十八日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年四月十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年四月二十六日から同月二十八日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域

実施艦等　自衛艦七隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年四月十八日

防衛大臣　小野寺五典

日　時　平成二十六年四月二十六日（予備、同月二十七日）の〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦六隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月十六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律

電波法の一部を改正する法律

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律

議案提出

四月十六日委員長から提出した議案は次のとおりである。

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（東日本大震災復興特別委員長提出）

議案通知書受領

四月十六日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案

議案撤回

四月十六日次の議案は委員会において撤回を許可した。

教育委員会制度を廃止する等のための地方自治法等の一部を改正する法律案（中田宏外四名提出、第百八十三回国会衆法第二五号）

地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案（笠浩史外二名提出、第百八十三回国会衆法第四五号）